

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■第1編 総論 第1章 総則

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>第2節 武力攻撃事態対処法</p> <p>1 武力攻撃事態対処法</p> <p>平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。</p> <p>2 関連法制</p> <p>武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、武力攻撃事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。</p> <p>（略）</p>	<p>第2節 事態対処法制</p> <p>1 事態対処法</p> <p>平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。</p> <p>2 関連法制</p> <p>武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。</p> <p>（略）</p>	<p>H28.4 府計画変更</p> <p>H28.4 府計画変更</p>

令和元年8月15日版
赤字：現行計画からの修正箇所

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																																										
<p>《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 武力攻撃事態対処法 武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">国民の保護のための法制</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 国民保護法 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">改正自衛隊法 防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制</td> <td style="padding: 5px;"> 米軍行動関連措置法 米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">交通及び通信の総合的な調整等に関する法制</td> <td style="padding: 5px;"> 改正自衛隊法 災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">捕虜の取扱いに関する法制</td> <td style="padding: 5px;"> 海上輸送規制法 海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制</td> <td style="padding: 5px;"> 特定公共施設利用法 特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> 捕虜取扱い法 捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> 国際人道法違反処罰法 ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> </table>	国民の保護のための法制	国民保護法 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定	改正自衛隊法 防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる	米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制	米軍行動関連措置法 米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申	交通及び通信の総合的な調整等に関する法制	改正自衛隊法 災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申	捕虜の取扱いに関する法制	海上輸送規制法 海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申	武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制	特定公共施設利用法 特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申		捕虜取扱い法 捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申		国際人道法違反処罰法 ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申	<p>《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 事態対処法 武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">国民の保護のための法制</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 国民保護法 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">改正自衛隊法 防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制</td> <td style="padding: 5px;"> 米軍行動関連措置法 米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">交通及び通信の総合的な調整等に関する法制</td> <td style="padding: 5px;"> 改正自衛隊法 災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">捕虜の取扱いに関する法制</td> <td style="padding: 5px;"> 海上輸送規制法 海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制</td> <td style="padding: 5px;"> 特定公共施設利用法 特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> 捕虜取扱い法 捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> 国際人道法違反処罰法 ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備 </td> <td style="padding: 5px;">改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</td> </tr> </table>	国民の保護のための法制	国民保護法 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定	改正自衛隊法 防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる	米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制	米軍行動関連措置法 米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申	交通及び通信の総合的な調整等に関する法制	改正自衛隊法 災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申	捕虜の取扱いに関する法制	海上輸送規制法 海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申	武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制	特定公共施設利用法 特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申		捕虜取扱い法 捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申		国際人道法違反処罰法 ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申	<p>H28.4 府計画変更</p>
国民の保護のための法制	国民保護法 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定	改正自衛隊法 防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる																																										
米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制	米軍行動関連措置法 米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
交通及び通信の総合的な調整等に関する法制	改正自衛隊法 災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
捕虜の取扱いに関する法制	海上輸送規制法 海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制	特定公共施設利用法 特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
	捕虜取扱い法 捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
	国際人道法違反処罰法 ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
国民の保護のための法制	国民保護法 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定	改正自衛隊法 防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる																																										
米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制	米軍行動関連措置法 米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
交通及び通信の総合的な調整等に関する法制	改正自衛隊法 災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
捕虜の取扱いに関する法制	海上輸送規制法 海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制	特定公共施設利用法 特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
	捕虜取扱い法 捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										
	国際人道法違反処罰法 ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備	改正安全保障会議設置法 武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申																																										

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>第3節 国民保護措置等</p> <p>国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。</p> <p>武力攻撃等が発生した場合、国・府・市町村等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。《図：国民保護措置等の実施の流れ》</p> <p>「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「武力攻撃事態等対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p> <p>これを受け、府、市町村は、「国民保護対策本部」等を設置し、国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>第3節 国民保護措置等</p> <p>国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。</p> <p>武力攻撃等が発生した場合、国・府・市町村等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。《図：国民保護措置等の実施の流れ》</p> <p>「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「事態対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p> <p>これを受け、府、市町村は、「国民保護対策本部」等を設置し、国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>H28.4 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																																						
<p style="text-align: center;">《図：国民保護措置等の実施の流れ》</p> <p style="text-align: center;">武力攻撃・大規模テロ等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">武力攻撃事態の類型</th> <th style="width: 50%;">緊急処理事態の事態例</th> </tr> <tr> <td>①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃</td> <td>①原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破等 ②ターミナル駅や列車の爆破等 ③炭疽菌やサリンの大量散布等 ④航空機による自爆テロ等</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">対処基本方針等（閣議決定）</th> </tr> <tr> <td>①事態の認定・認定の前提となった事実 ②事態対処に関する全般的な方針 ③対処措置に関する重要事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体の指定（閣議決定）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; color: red;">武力攻撃事態等対策本部等（本部長：内閣総理大臣）</th> </tr> <tr> <td>①事態を終結させるための措置（攻撃排除措置、外交上の措置など） ②国民を保護するための措置</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">府国民保護対策本部等（本部長：知事）</th> </tr> <tr> <td>府及び府域内の市町村・指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇕ 連携</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">府対策本部長</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 市町村国民保護対策本部等（本部長：市町村長） ・組織＝助役、教育長、消防長ほか ・所掌事務＝市町村が実施する市町村域に係る国民保護措置を総合的に推進 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 他市町村対策本部 公共的団体 指定(地方)公共機関 住民 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 要請 連携 協力 措置要請 協力 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定(地方)行政機関 指定(地方)公共機関 防衛大臣</td> <td style="text-align: center;">市町村国民保護計画</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	武力攻撃事態の類型	緊急処理事態の事態例	①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃	①原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破等 ②ターミナル駅や列車の爆破等 ③炭疽菌やサリンの大量散布等 ④航空機による自爆テロ等	対処基本方針等（閣議決定）	①事態の認定・認定の前提となった事実 ②事態対処に関する全般的な方針 ③対処措置に関する重要事項	国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体の指定（閣議決定）	武力攻撃事態等対策本部等（本部長：内閣総理大臣）	①事態を終結させるための措置（攻撃排除措置、外交上の措置など） ②国民を保護するための措置	府国民保護対策本部等（本部長：知事）	府及び府域内の市町村・指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進	府対策本部長	市町村国民保護対策本部等（本部長：市町村長） ・組織＝助役、教育長、 消防長 ほか ・所掌事務＝市町村が実施する市町村域に係る国民保護措置を総合的に推進	他市町村対策本部 公共的団体 指定(地方)公共機関 住民	要請 連携 協力 措置要請 協力	指定(地方)行政機関 指定(地方)公共機関 防衛大臣	市町村国民保護計画			<p style="text-align: center;">《図：国民保護措置等の実施の流れ》</p> <p style="text-align: center;">武力攻撃・大規模テロ等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">武力攻撃事態の類型</th> <th style="width: 50%;">緊急処理事態の事態例</th> </tr> <tr> <td>①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃</td> <td>①原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破等 ②ターミナル駅や列車の爆破等 ③炭疽菌やサリンの大量散布等 ④航空機による自爆テロ等</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">対処基本方針等（閣議決定）</th> </tr> <tr> <td>①事態の認定・認定の前提となった事実 ②事態対処に関する全般的な方針 ③対処措置に関する重要事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体の指定（閣議決定）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; color: red;">事態対策本部等（本部長：内閣総理大臣）</th> </tr> <tr> <td>①事態を終結させるための措置（攻撃排除措置、外交上の措置など） ②国民を保護するための措置</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">府国民保護対策本部等（本部長：知事）</th> </tr> <tr> <td>府及び府域内の市町村・指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇕ 連携</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">府対策本部長</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 市町村国民保護対策本部等（本部長：市町村長） ・組織＝副市長、教育長ほか 泉州南消防組合泉佐野消防署長 ・所掌事務＝市町村が実施する市町村域に係る国民保護措置を総合的に推進 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 他市町村対策本部 公共的団体 指定(地方)公共機関 住民 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 要請 連携 協力 措置要請 協力 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定(地方)行政機関 指定(地方)公共機関 防衛大臣</td> <td style="text-align: center;">市町村国民保護計画</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	武力攻撃事態の類型	緊急処理事態の事態例	①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃	①原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破等 ②ターミナル駅や列車の爆破等 ③炭疽菌やサリンの大量散布等 ④航空機による自爆テロ等	対処基本方針等（閣議決定）	①事態の認定・認定の前提となった事実 ②事態対処に関する全般的な方針 ③対処措置に関する重要事項	国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体の指定（閣議決定）	事態対策本部等（本部長：内閣総理大臣）	①事態を終結させるための措置（攻撃排除措置、外交上の措置など） ②国民を保護するための措置	府国民保護対策本部等（本部長：知事）	府及び府域内の市町村・指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進	府対策本部長	市町村国民保護対策本部等（本部長：市町村長） ・組織＝ 副市長 、教育長ほか 泉州南消防組合泉佐野消防署長 ・所掌事務＝市町村が実施する市町村域に係る国民保護措置を総合的に推進	他市町村対策本部 公共的団体 指定(地方)公共機関 住民	要請 連携 協力 措置要請 協力	指定(地方)行政機関 指定(地方)公共機関 防衛大臣	市町村国民保護計画			<p style="color: red;">H28.4 府計画変更</p> <p style="color: red;">消防組合設置に伴う修正</p>
武力攻撃事態の類型	緊急処理事態の事態例																																							
①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃	①原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破等 ②ターミナル駅や列車の爆破等 ③炭疽菌やサリンの大量散布等 ④航空機による自爆テロ等																																							
対処基本方針等（閣議決定）																																								
①事態の認定・認定の前提となった事実 ②事態対処に関する全般的な方針 ③対処措置に関する重要事項																																								
国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体の指定（閣議決定）																																								
武力攻撃事態等対策本部等（本部長：内閣総理大臣）																																								
①事態を終結させるための措置（攻撃排除措置、外交上の措置など） ②国民を保護するための措置																																								
府国民保護対策本部等（本部長：知事）																																								
府及び府域内の市町村・指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進																																								
府対策本部長	市町村国民保護対策本部等（本部長：市町村長） ・組織＝助役、教育長、 消防長 ほか ・所掌事務＝市町村が実施する市町村域に係る国民保護措置を総合的に推進	他市町村対策本部 公共的団体 指定(地方)公共機関 住民	要請 連携 協力 措置要請 協力																																					
指定(地方)行政機関 指定(地方)公共機関 防衛大臣	市町村国民保護計画																																							
武力攻撃事態の類型	緊急処理事態の事態例																																							
①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃	①原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破等 ②ターミナル駅や列車の爆破等 ③炭疽菌やサリンの大量散布等 ④航空機による自爆テロ等																																							
対処基本方針等（閣議決定）																																								
①事態の認定・認定の前提となった事実 ②事態対処に関する全般的な方針 ③対処措置に関する重要事項																																								
国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体の指定（閣議決定）																																								
事態対策本部等（本部長：内閣総理大臣）																																								
①事態を終結させるための措置（攻撃排除措置、外交上の措置など） ②国民を保護するための措置																																								
府国民保護対策本部等（本部長：知事）																																								
府及び府域内の市町村・指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進																																								
府対策本部長	市町村国民保護対策本部等（本部長：市町村長） ・組織＝ 副市長 、教育長ほか 泉州南消防組合泉佐野消防署長 ・所掌事務＝市町村が実施する市町村域に係る国民保護措置を総合的に推進	他市町村対策本部 公共的団体 指定(地方)公共機関 住民	要請 連携 協力 措置要請 協力																																					
指定(地方)行政機関 指定(地方)公共機関 防衛大臣	市町村国民保護計画																																							

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>第4節 国民保護計画</p> <p>1 国民保護計画の策定の流れ</p> <p>国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。</p> <p>国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針（以下、「国民保護基本指針」という。）+を国が作成することになっており、平成17年3月に閣議決定された。</p> <p>知事は、これに基づいて、平成18年1月、「大阪府国民保護計画」を策定した。</p> <p>また、府計画との整合性を確保するとともに、市町村の計画づくりが円滑に進むよう、大阪府及び府内各ブロックから選出された8市で構成する「大阪府市町村国民保護研究会」が設置され、消防庁の「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月作成）を踏まえ、平成18年3月、「市町村国民保護計画（大阪府版基本モデル）」が作成された。</p> <p>市町村長は、これらを踏まえ、「国民保護協議会」を設置し、諮問したうえで、「国民保護計画」を策定する。</p>	<p>第4節 国民保護計画</p> <p>1 国民保護計画の策定の流れ</p> <p>国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。</p> <p>国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針」（以下、「国民保護基本指針」という。）を国が作成することになっており、平成17年3月に閣議決定された。</p> <p>知事は、これに基づいて、平成18年1月、「大阪府国民保護計画」を策定した。</p> <p>また、府計画との整合性を確保するとともに、市町村の計画づくりが円滑に進むよう、大阪府及び府内各ブロックから選出された8市で構成する「大阪府市町村国民保護研究会」が設置され、消防庁の「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月作成）を踏まえ、平成18年3月、「市町村国民保護計画（大阪府版基本モデル）」が作成された。</p> <p>市長は、これらを踏まえ、「国民保護協議会」を設置し、諮問したうえで、「泉佐野市国民保護計画」を策定した。</p>	<p>現状に則した軽微な文言等修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>《図：国民保護計画の策定の流れ》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">武力攻撃事態対処法(15年6月成立・施行)</p> <p>武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処手続などの基本的事項を規定</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">国民保護法（16年6月成立・9月施行）</p> <p>武力攻撃等から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、「国民保護措置等」を実施することを規定</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">国民保護基本指針（17年3月 閣議決定）</p> <p>国民保護措置等の実施に関する基本的方針、国民保護計画を作成する際の基準事項などを規定</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">大阪府国民保護計画(18年1月 策定)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>市町村国民保護モデル計画 (消防庁・平成18年1月作成)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>市町村国民保護計画(大阪府版基本モデル) (大阪府市町村国民保護研究会・平成18年3月作成)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">市町村国民保護計画</p> <p>国民保護措置等の内容・実施方法・実施体制・関係機関との連携などを定める</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>市町村国民保護協議会</p> <p>・国民保護法に基づく諮問機関 ・市町村長を会長に関係機関等で構成</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">← 諮問 答申 →</p>	<p>《図：国民保護計画の策定の流れ》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">事態対処法（15年6月成立・施行）</p> <p>武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処手続などの基本的事項を規定</p> <p style="color: red; font-size: small;">※平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">国民保護法（16年6月成立・9月施行）</p> <p>武力攻撃等から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、「国民保護措置等」を実施することを規定</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">国民保護基本指針（17年3月 閣議決定）</p> <p>国民保護措置等の実施に関する基本的方針、国民保護計画を作成する際の基準事項などを規定</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">大阪府国民保護計画(18年1月 策定)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>市町村国民保護モデル計画 (消防庁・平成18年1月作成)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>市町村国民保護計画(大阪府版基本モデル) (大阪府市町村国民保護研究会・平成18年3月作成)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">市町村国民保護計画</p> <p>国民保護措置等の内容・実施方法・実施体制・関係機関との連携などを定める</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>市町村国民保護協議会</p> <p>・国民保護法に基づく諮問機関 ・市町村長を会長に関係機関等で構成</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">← 諮問 答申 →</p>	<p style="color: red;">H28.4 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>2 市国民保護計画</p> <p>(1) 計画の位置づけ</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民保護基本指針及び国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。市長は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、国民保護措置等を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして、市国民保護計画を策定する。</p> <p>また、本計画策定後、別途具体的な実施手順等を定める「実施マニュアル（仮称）」を作成するなどして、本計画に基づく措置を円滑に実施できるよう努める。なお、計画や実施マニュアル（仮称）の作成にあたっては、泉佐野市国民保護計画等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。</p> <p>(2) 市国民保護計画に定める事項</p> <p>市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項及び同法第182条第2項に規定する事項について定める（具体的には次のとおり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項 ii 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項 iii 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項 iv 国民保護措置を実施するための体制に関する事項 v 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 vi 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項 vii 前各号に掲げるもののほか、市域に係る国民保護措置等に関し市町村長が必要と認める事項 <p>(3) 計画の作成・見直しと変更手続</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市国民保護計画の変更手続</p> <p>市国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するなど計画作成時と同様の手続をとる。</p> <p>ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問、知事への協議は行わない。</p> <p>エ 実施マニュアル（仮称）の作成等</p>	<p>2 市国民保護計画</p> <p>(1) 計画の位置づけ</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民保護基本指針及び国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。市長は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、国民保護措置等を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして、市国民保護計画を策定する。</p> <p>また、本計画策定後、別途具体的な実施手順等を定める「実施マニュアル」を作成するなどして、本計画に基づく措置を円滑に実施できるよう努める。なお、計画や実施マニュアルの作成にあたっては、泉佐野市国民保護計画等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。</p> <p>(2) 市国民保護計画に定める事項</p> <p>市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項及び同法第182条第2項に規定する事項について定める（具体的には次のとおり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項 ii 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項 iii 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項 iv 国民保護措置を実施するための体制に関する事項 v 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 vi 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項 vii 前各号に掲げるもののほか、市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項 <p>(3) 計画の作成・見直しと変更手続</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市国民保護計画の変更手続</p> <p>市国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するなど計画作成時と同様の手続をとる。</p> <p>ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問、知事への協議は行わない。</p> <p>エ 実施マニュアルの作成等</p>	<p>H19.4 府計画変更</p> <p>現状に則した軽微な文言等修正</p> <p>H19.4 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>実施マニュアル（仮称）を作成・変更する場合には、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。</p>	<p>実施マニュアルを作成・変更する場合には、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。</p>	

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割

<div style="text-align: center;">旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）</div>	<div style="text-align: center;">新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）</div>	<div style="text-align: center;">見直し理由</div>												
<p>第1節 関係機関の責務等 国民保護措置等の実施主体である市及び国・府等の関係機関の責務等は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防本部 消防本部は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。</p> <p>5 消防団 消防団は、市長の指揮の下、武力攻撃災害への対処を消防本部と協力して行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 国民保護措置等に関し、市、府、指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。</p> <p>1 地方公共団体</p> <table border="1" data-bbox="192 1270 1305 1940"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">府</td> <td> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、 消防 廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	府	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営	<p>第1節 関係機関の責務等 国民保護措置等の実施主体である市及び国・府等の関係機関の責務等は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防組合 消防組合は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。</p> <p>5 消防団 消防団は、市長の指揮の下、武力攻撃災害への対処を消防組合と協力して行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 国民保護措置等に関し、市・消防組合、府、指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。</p> <p>1 地方公共団体</p> <table border="1" data-bbox="1380 1270 2493 1940"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">府</td> <td> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	府	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営	<p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱													
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、 消防 廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施													
府	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営													
機関の名称	事務又は業務の大綱													
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施													
府	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営													

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）		新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）		見直し理由
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営	3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営	
4	組織の整備、訓練	4	組織の整備、訓練	
5	警報の通知	5	警報の通知	
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施	6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施	
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施	7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施	
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施	8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施	
9	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施	9	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施	
10	交通規制の実施	10	交通規制の実施	
11	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	11	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	
		消防組合	1 警報等の伝達、避難住民の誘導、消防・救助・救急を含む武力攻撃災害への対処	
2 指定地方行政機関		2 指定地方行政機関		
(略)		(略)		
大阪防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	
(略)		(略)		
3 指定（地方）公共機関		3 指定（地方）公共機関		
(略)		(略)		
電気事業者	1 電気の安定的な供給	電気事業者	1 電気の安定的な供給	
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給	ガス事業者	1 ガスの安定的な供給	
(新設)		水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給	
日本郵政公社	1 郵便の確保	郵便事業者	1 郵便の確保	
一般信書便事業者	1 信書便の確保	一般信書便事業者	1 信書便の確保	
病院その他の医療機関	1 医療の確保	病院その他の医療機関	1 医療の確保	
河川管理施設、道路及び空港の管理者	1 河川管理施設、道路及び空港の管理	河川管理施設、道路及び空港の管理者	1 河川管理施設、道路及び空港の管理	

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）		新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）		見直し理由
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 要援護者支援等に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 要援護者支援等に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力	
財団法人 大阪府消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練	公益財団法人 大阪府消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練	

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>第1節 地形</p> <p>本市は、大阪府の南部に位置し、北西は大阪湾に面し、南東は和泉山脈の分水界を境界として直接和歌山県に、また北東は貝塚市、熊取町に、南西は田尻町、泉南市に接する。市役所の位置は、東経 135 度 19 分 48 秒、北緯 34 度 24 分 13 秒であり、市域は南北に細長く、面積は 55.05 km² である。</p> <p>本市は、地形的に北から臨海部、平野部、丘陵部、山地部のほぼ4つの地帯に区分され、臨海部は住宅と工業の混合地域、平野部は住宅と商業の混合地域、丘陵部はまとまった農地とともに住宅と工場の混合地域、山地部は森林地域として利用されている。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和61年まで増加してきたが、地価の高騰等の影響を受け減少に転じた。しかし、関西国際空港開港の影響などをを受けて平成4年以降は再び増加に転じ、平成12年10月1日現在（国勢調査）では、96,064人、33,663世帯となっている。一世帯当り人員は、平成2年は3.34人であったが、単身世帯などの増加により、平成12年には2.85人へと減少している。また、高齢化も顕著となり、平成2年の高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は11.0%であったが、平成12年には15.6%に上昇している。昼間人口については、平成12年は102,943人であり、府内他市町村から流入する人口は27,671人、府外から流入する人口は3,404人である。</p> <p>なお、平成18年3月末日現在の住民基本台帳の人口は、101,243人、39,998世帯、外国人登録者数は785人となっている。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 主な施設等</p> <p>本市の高層建築物としては、りんくうゲートタワービル（高さ254メートル）がある。また、関西国際空港地区の石油コンビナート等特別防災区域があるほか、隣接の熊取町に京都大学原子炉実験所、原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力事業所が立地している。</p>	<p>第1節 地形</p> <p>本市は、大阪府の南部に位置し、北西は大阪湾に面し、南東は和泉山脈の分水界を境界として直接和歌山県に、また北東は貝塚市、熊取町に、南西は田尻町、泉南市に接する。市役所の位置は、東経 135 度 19 分 48 秒、北緯 34 度 24 分 13 秒であり、市域は南北に細長く、面積は 56.51 km² である。</p> <p>本市は、地形的に北から臨海部、平野部、丘陵部、山地部のほぼ4つの地帯に区分され、臨海部は住宅と工業の混合地域、平野部は住宅と商業の混合地域、丘陵部はまとまった農地とともに住宅と工場の混合地域、山地部は森林地域として利用されている。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和61年まで増加してきたが、地価の高騰等の影響を受け減少に転じた。しかし、関西国際空港開港の影響などをを受けて平成4年以降は再び増加に転じ、平成27年10月1日時点（国勢調査）では、100,966人、41,566世帯となっている。一世帯当り人員は、平成2年は3.34人であったが、単身世帯などの増加により、平成27年には2.43人へと減少している。また、高齢化も顕著となり、平成2年の高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は11.0%であったが、平成27年には24.7%に上昇している。昼間人口については、平成27年は107,084人であり、府内他市町村から流入する人口は28,228人、府外から流入する人口は3,209人である。</p> <p>なお、平成31年3月末日現在の住民基本台帳の人口は、100,596人、うち在留外国人数は1,985人となっている。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 主な施設等</p> <p>本市の高層建築物としては、りんくうゲートタワービル（高さ256メートル）がある。また、関西国際空港地区の石油コンビナート等特別防災区域があるほか、隣接の熊取町に京都大学複合原子力科学研究所、原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力事業所が立地している。</p>	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>施設名称変更に伴う修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■第1編 総論 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>第3節 NBC兵器による攻撃</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点</p> <p>(略)</p> <p>カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 NBC兵器による攻撃</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点</p> <p>(略)</p> <p>カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。</p> <p>キ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>H26.11 及び H28.4 府計画変更（国指針の原子力防災の対策強化に伴う修正）</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■ 第1編 総論 第7章 用語の意義

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																																																
<p>この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義及び用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策本部（長）</td> <td>国では武力攻撃事態等対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」「市対策本部（長）」と表記している。</td> </tr> <tr> <td>国民保護措置</td> <td>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。</td> </tr> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>指定（地方）行政機関</td> <td>指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。</td> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>市が設置する消防本部をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義及び用法	(略)		対策本部（長）	国では 武力攻撃事態等対策本部 （長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」「市対策本部（長）」と表記している。	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する 事態対処法第22条第1号 に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同号 へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。	指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。	(略)		消防本部	市が設置する消防本部をいう。	(略)		<p>この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義及び用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策本部（長）</td> <td>国では事態対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」「市対策本部（長）」と表記している。</td> </tr> <tr> <td>国民保護措置</td> <td>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同項第6号へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。</td> </tr> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>省庁など、国の行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>指定（地方）行政機関</td> <td>指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。</td> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防組合</td> <td>泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び各消防署をいう。</td> </tr> <tr> <td>消防組合管理者</td> <td>泉州南消防組合管理者をいう。</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>泉州南消防組合泉州南広域消防本部消防長をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義及び用法	(略)		対策本部（長）	国では 事態対策本部 （長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」「市対策本部（長）」と表記している。	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する 国民保護法第2条第3項 に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同項第6号 へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。	指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。	(略)		消防組合	泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び各消防署をいう。	消防組合管理者	泉州南消防組合管理者をいう。	消防長	泉州南消防組合泉州南広域消防本部消防長をいう。	(略)		<p>H28.4 府計画変更</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p>
用語	意義及び用法																																																	
(略)																																																		
対策本部（長）	国では 武力攻撃事態等対策本部 （長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」「市対策本部（長）」と表記している。																																																	
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する 事態対処法第22条第1号 に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同号 へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。																																																	
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。																																																	
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
(略)																																																		
消防本部	市が設置する消防本部をいう。																																																	
(略)																																																		
用語	意義及び用法																																																	
(略)																																																		
対策本部（長）	国では 事態対策本部 （長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」「市対策本部（長）」と表記している。																																																	
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する 国民保護法第2条第3項 に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同項第6号 へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。																																																	
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。																																																	
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
(略)																																																		
消防組合	泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び各消防署をいう。																																																	
消防組合管理者	泉州南消防組合管理者をいう。																																																	
消防長	泉州南消防組合泉州南広域消防本部消防長をいう。																																																	
(略)																																																		

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

<p>旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）</p>	<p>新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）</p>	<p>見直し理由</p>
<p>(2) 原因不明の事案が発生した場合</p> <p>ア 初動連絡体制</p> <p>多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、生活産業部長は直ちに市長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、既存の防災・危機管理組織を活用するなどして、速やかに必要な初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。</p> <p>イ 市災害対策本部・市危機管理対策本部（仮称）</p> <p>原因不明の事案が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合にあっては、市危機管理対策本部（仮称）を設置するなどして、関係機関との調整等に基づき、消防法、その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。</p> <p>なお、市災害対策本部又は市危機管理対策本部（仮称）を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合は、市災害対策本部又は市危機管理対策本部（仮称）を廃止し、直ちに市国民保護対策本部を設置する。</p> <p>ウ 市国民保護対策本部</p> <p>前記(1)と同様、市国民保護対策本部を設置する。</p>	<p>(2) 原因不明の事案が発生した場合</p> <p>ア 初動連絡体制</p> <p>多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、危機管理監は直ちに市長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、既存の防災・危機管理組織を活用するなどして、速やかに必要な初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。</p> <p>イ 市災害対策本部・市災害警戒体制</p> <p>原因不明の事案が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合にあっては、市災害警戒体制を設置するなどして、関係機関との調整等に基づき、消防法、その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。</p> <p>なお、市災害対策本部又は市災害警戒体制を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合は、市災害対策本部又は市災害警戒体制を廃止し、直ちに市国民保護対策本部を設置する。</p> <p>ウ 市国民保護対策本部</p> <p>前記(1)と同様、市国民保護対策本部を設置する。</p>	<p>市組織体制変更に伴う修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>《図：原因不明の事案が発生した場合》</p>	<p>《図：原因不明の事案が発生した場合》</p>	<p>市組織体制変更に伴う修正</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由												
<p>第2節 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 市国民保護対策本部の設置</p> <p>市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。</p> <p>(1) 対策本部の組織等</p> <p>ア 対策本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="311 667 1252 976"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>助役、収入役、教育長、病院事業管理者</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各部長、理事、消防長</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 対策本部長の権限</p> <p>市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対策本部の開設手順等</p> <p>ア 対策本部員の参集</p> <p>生活産業部長は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。</p> <p>イ 職員の配備</p> <p>本部長（市長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、地域防災計画に定める災害対策本部の配備基準の例により、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。</p>	本部長	市長	副本部長	助役、収入役、教育長、病院事業管理者	本部員	各部長、理事、消防長	<p>第2節 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 市国民保護対策本部の設置</p> <p>市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。</p> <p>(1) 対策本部の組織等</p> <p>ア 対策本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1507 667 2448 976"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長、水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各部長（理事）、泉州南消防組合 泉佐野消防署長</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 対策本部長の権限</p> <p>市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対策本部の開設手順等</p> <p>ア 対策本部員の参集</p> <p>危機管理監は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。</p> <p>イ 職員の配備</p> <p>本部長（市長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、地域防災計画に定める災害対策本部の配備基準の例により、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。</p>	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長、水道事業管理者	本部員	各部長（理事）、泉州南消防組合 泉佐野消防署長	<p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>H19.4 府計画変更</p> <p>市組織体制変更に伴う修正</p>
本部長	市長													
副本部長	助役、収入役、教育長、病院事業管理者													
本部員	各部長、理事、消防長													
本部長	市長													
副本部長	副市長、教育長、水道事業管理者													
本部員	各部長（理事）、泉州南消防組合 泉佐野消防署長													

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）			新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）			見直し理由
事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制	事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制	
市 域 内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	C号配備	市 域 内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	C号配備	H22.3 府計画変更
	中規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	B号配備		武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	B号配備	
	小規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	A号配備		市域で武力攻撃災害の発生が予測される時	A号配備	
	市域で武力攻撃災害の発生が予測される時		他 市 町 村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	A号配備	
他 市 町 村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	A号配備		近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	A号配備	
他 市 町 村	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	A号配備	他 市 町 村	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	A号配備	
<p>ウ 市対策本部の開設</p> <p>(7) 生活産業部長は、市庁舎などに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。</p> <p>(略)</p> <p>2 現地対策本部の設置</p> <p>市対策本部長は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全性を確認したうえで、原則として事態発生現場に、市現地対策本部を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 現地対策本部会議の開催</p> <p>現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地</p>			<p>ウ 市対策本部の開設</p> <p>(7) 危機管理監は、市庁舎などに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。</p> <p>(略)</p> <p>2 現地対策本部の設置</p> <p>市対策本部長は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全性を確認したうえで、原則として事態発生現場に、市現地対策本部を設置する。</p> <p>さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 現地対策本部会議の開催</p> <p>現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現</p>			<p>市組織体制変更に伴う修正</p> <p>H22.3 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。</p> <p>(新設)</p> <p>3 初動連絡体制会議の開催</p> <p>多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、生活産業部長は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。</p> <p>また、国（消防庁）、府、他市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。</p> <p>(1) 初動連絡体制の組織</p> <p>初動連絡体制は、生活産業部長を中心に、既存の防災・危機管理組織のメンバーで構成するなどして、組織する。</p> <p>(略)</p> <p>4 市災害対策本部・市危機管理対策本部（仮称）の設置</p> <p>市長は、前記第1節1（2）イに定めるところに従い、市災害対策本部又は市危機管理対策本部（仮称）を設置する。その組織、所掌事務等については、市災害対策本部条例又は市危機管理対策本部（仮称）設置要綱に定めるとおりとする。</p> <p>第3節 関係機関との連携協力の確保</p> <p>(略)</p> <p>6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</p> <p>市長等は、それらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。</p> <p>(4) 現地調整所の設置</p> <p>市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（府、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。</p> <p>3 初動連絡体制会議の開催</p> <p>多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、危機管理監は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。</p> <p>また、国（消防庁）、府、他市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。</p> <p>(1) 初動連絡体制の組織</p> <p>初動連絡体制は、危機管理監を中心に、既存の防災・危機管理組織のメンバーで構成するなどして、組織する。</p> <p>(略)</p> <p>4 市災害対策本部・市災害警戒体制の設置</p> <p>市長は、前記第1節1（2）イに定めるところに従い、市災害対策本部又は市災害警戒体制を設置する。その組織、所掌事務等については、市災害対策本部条例又は地域防災計画に定めるとおりとする。</p> <p>第3節 関係機関との連携協力の確保</p> <p>(略)</p> <p>6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</p> <p>市長等は、それらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>H22.3 府計画変更</p> <p>市組織体制変更に伴う修正</p> <p>市組織体制変更に伴う修正</p> <p>文言見直しによる修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■ 第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由												
<p>第1節 警報及び緊急通報</p> <p>1 警報</p> <p>(1) 警報の伝達・通知の流れ</p> <table border="1" data-bbox="213 646 1243 1234"> <tr> <td data-bbox="213 646 439 961">国対策本部長</td> <td data-bbox="439 646 1243 961"> 武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令 【警報に定める事項】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 961 439 1098">知事</td> <td data-bbox="439 961 1243 1098"> 総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1098 439 1234">市長</td> <td data-bbox="439 1098 1243 1234"> 知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知 </td> </tr> </table> <p>(2) 伝達・通知先</p> <p>市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、林業振興協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会など）、その他の関係機関（市立病院、保育園など）に通知する。</p>	国対策本部長	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令 【警報に定める事項】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項	知事	総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知	市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知	<p>第1節 警報及び緊急通報</p> <p>1 警報</p> <p>(1) 警報の伝達・通知の流れ</p> <table border="1" data-bbox="1406 646 2436 1234"> <tr> <td data-bbox="1406 646 1632 961">国対策本部長</td> <td data-bbox="1632 646 2436 961"> 武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令 【警報に定める事項】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 961 1632 1098">知事</td> <td data-bbox="1632 961 2436 1098"> 総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1098 1632 1234">市長</td> <td data-bbox="1632 1098 2436 1234"> 知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、消防組合、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知 </td> </tr> </table> <p>(2) 伝達・通知先</p> <p>市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、林業振興協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会など）、消防組合、その他の関係機関（市立病院、保育園など）に通知する。</p>	国対策本部長	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令 【警報に定める事項】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項	知事	総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知	市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、 消防組合 、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知	<p>消防組合設置に伴う修正</p>
国対策本部長	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令 【警報に定める事項】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項													
知事	総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知													
市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知													
国対策本部長	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令 【警報に定める事項】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項													
知事	総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知													
市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、 消防組合 、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知													

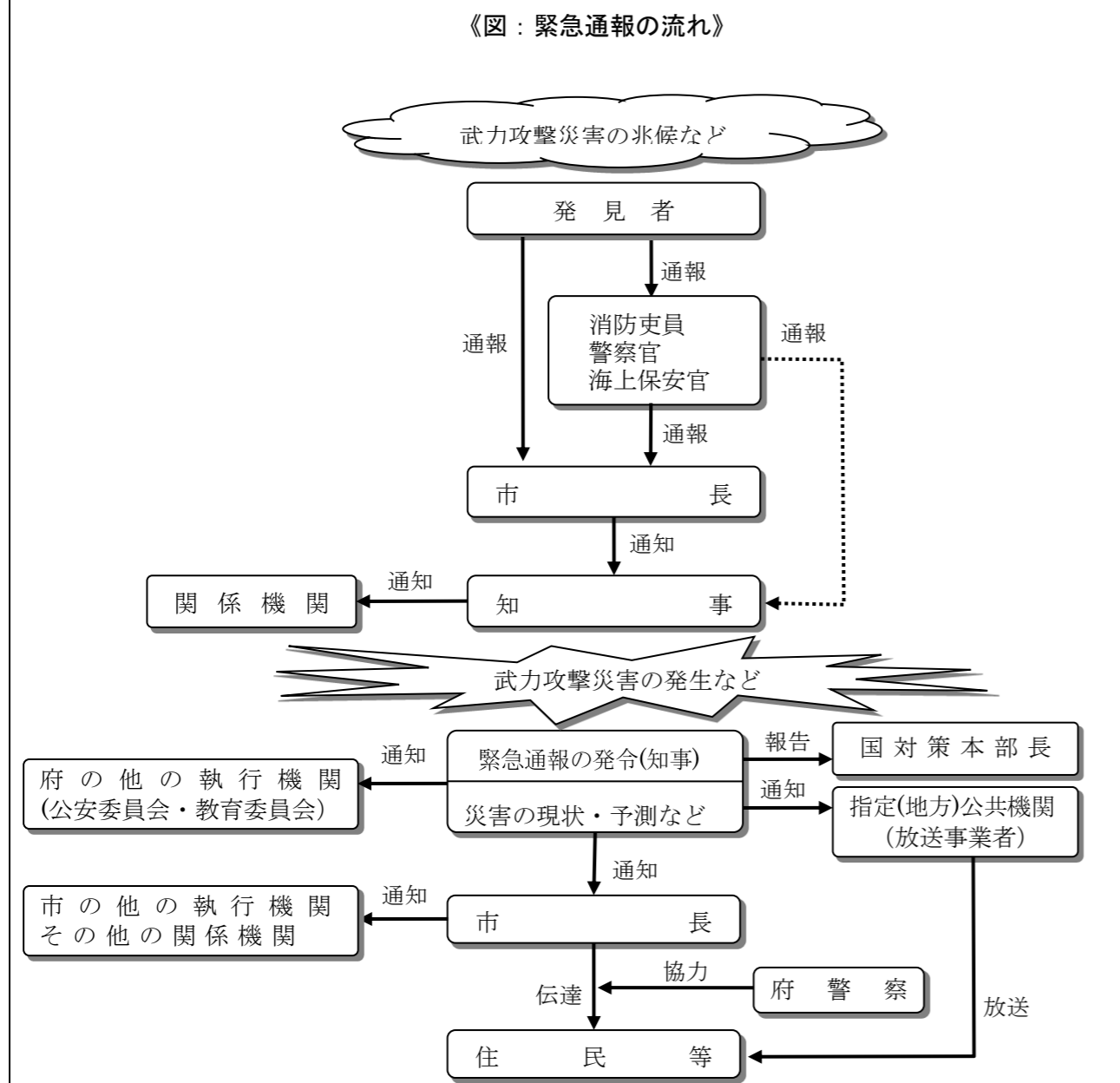
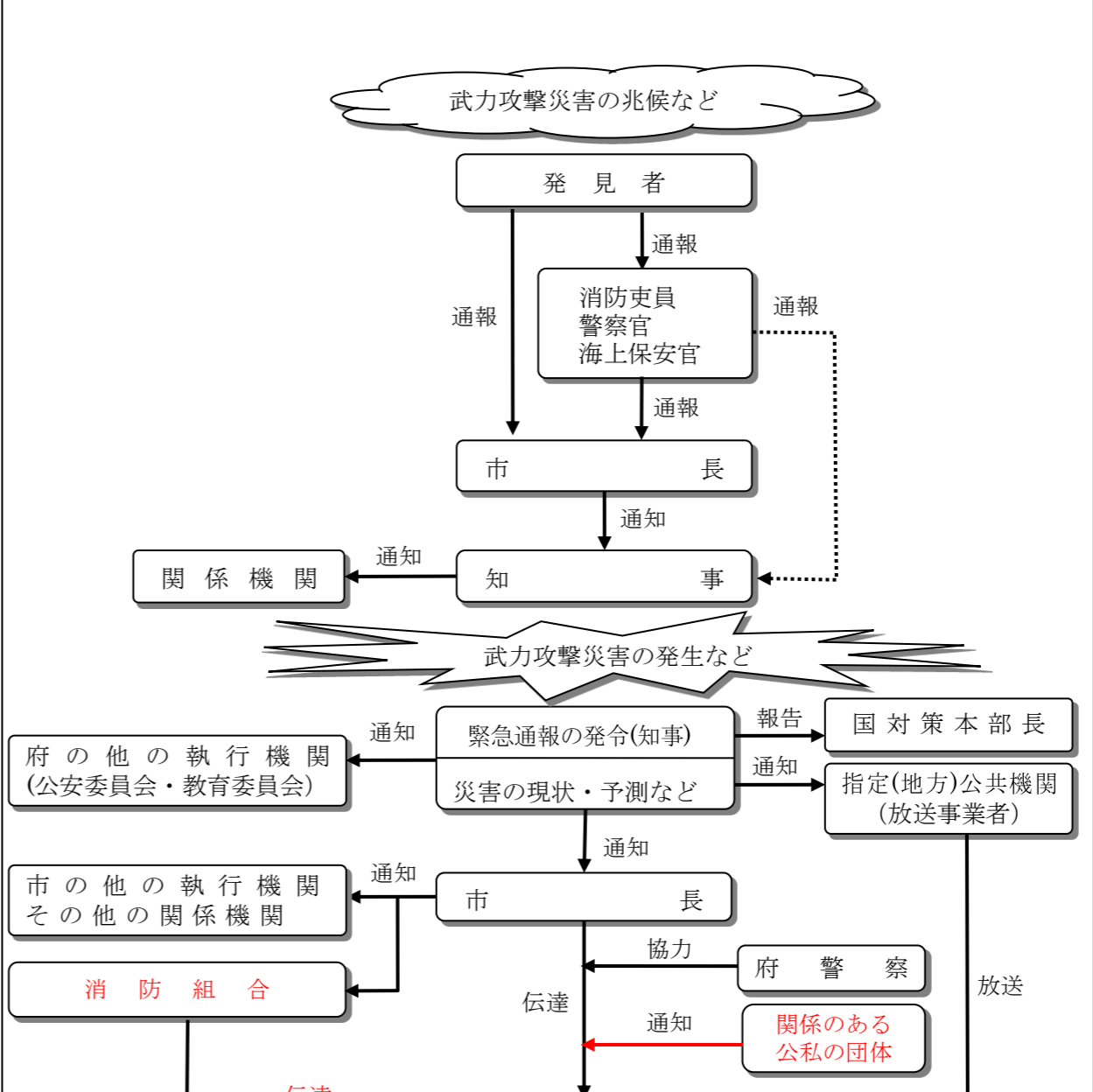
泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>《図：警報の伝達・通知》</p>	<p>《図：警報の伝達・通知》</p>	<p>見直し理由</p> <p>H26.11 府計画変更 (J-ALERT、 Em-Net) 及び消防 組合設置に伴う修正</p>
<p>(3) 伝達・通知方法</p> <p>ア 市長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話の一斉メール等、市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。</p> <p>イ 市長は、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。 この場合において、消防本部は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p>	<p>(3) 伝達・通知方法</p> <p>ア 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）のほか、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話の一斉メール等、市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。</p> <p>イ 市長及び消防組合管理者は、市職員及び消防長並びに消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。 この場合において、消防組合は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p>	<p>H26.11 府計画変更</p> <p>消防組合設置に伴う 修正</p> <p>H26.11 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>また、市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。</p> <p>ウ 同報系防災行政無線等での伝達は、原則として、以下の要領により行う。</p> <p>(ア) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれる場合</p> <p>原則として、同報系防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合</p> <p>原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線等やホームページへの掲載等の手段により周知するが、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。</p> <p>(4) 災害時要援護者への伝達</p> <p>警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。</p> <p>ア 在宅の災害時要援護者</p> <p>市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>また、市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。</p> <p>ウ 同報系防災行政無線等での伝達は、原則として、以下の要領により行う。</p> <p>(ア) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれる場合</p> <p>原則として、同報系防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合</p> <p>原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線等やホームページへの掲載等の手段により周知するが、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。サイレンの使用にあたっては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したことを示すサイレンのパターン及び音色をあらかじめ住民に周知しておく。</p> <p>(4) 避難行動要支援者への伝達</p> <p>警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。</p> <p>ア 在宅の避難行動要支援者</p> <p>市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p> <p>H26.11 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>2 緊急通報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急通報の伝達・通知</p> <p>緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。</p> <p>《図：緊急通報の流れ》</p> 	<p>2 緊急通報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急通報の伝達・通知</p> <p>緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。</p> <p>《図：緊急通報の流れ》</p> 	<p>消防組合設置に伴う変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由												
<p>第2節 避難の指示・退避の指示</p> <p>1 避難の指示</p> <p>(1) 避難の指示の流れ</p> <table border="1" data-bbox="210 531 1288 1255"> <tr> <td data-bbox="210 531 433 846">国対策本部長</td> <td data-bbox="433 531 1288 846"> <p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 846 433 1161">知事</td> <td data-bbox="433 846 1288 1161"> <p>避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1161 433 1255">市長</td> <td data-bbox="433 1161 1288 1255"> <p>避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。</p> </td> </tr> </table>	国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 	知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 	市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。</p>	<p>第2節 避難の指示・退避の指示</p> <p>1 避難の指示</p> <p>(1) 避難の指示の流れ</p> <table border="1" data-bbox="1409 531 2487 1297"> <tr> <td data-bbox="1409 531 1632 846">国対策本部長</td> <td data-bbox="1632 531 2487 846"> <p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示するとされている。</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 846 1632 1161">知事</td> <td data-bbox="1632 846 2487 1161"> <p>避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示するとされている。</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 1161 1632 1297">市長</td> <td data-bbox="1632 1161 2487 1297"> <p>避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮する。</p> </td> </tr> </table>	国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示するとされている。</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 	知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示するとされている。</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 	市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮する。</p>	<p>府計画に沿った文言 見直しによる修正</p>
国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 													
知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 													
市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。</p>													
国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示するとされている。</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 													
知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示するとされている。</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 													
市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮する。</p>													

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>《図：避難の指示》</p> <p>(2) 避難の指示に伴う措置</p> <p>ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。</p> <p>イ 市長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。</p> <p>2 退避の指示</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>《図：避難の指示》</p> <p>(2) 避難の指示に伴う措置</p> <p>ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。</p> <p>イ 市長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。</p> <p>また、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市長は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置をとる。</p> <p>2 退避の指示</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>(4) 安全の確保等</p> <p>イ 市の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難誘導</p> <p>1 避難誘導の流れ</p> <p>(1) 市長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関に通知する。</p> <p>(2) 市長は、避難実施要領に定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。</p> <p>《図：避難誘導》</p> <pre> graph TD A[避難の指示(知事)] -- 通知 --> B[避難誘導(市長)] A -- 通知 運送の求め --> C[指定(地方)公共機関(運送事業者)] B -- 運送の求め --> C B -- 指揮 --> D[市職員、消防長・消防団長] D -- 誘導 --> E[警察官・海上保安官・自衛官] E -- 誘導 --> F[住民] F -- 自発的協力 --> G[住民] G -- 誘導 --> H[住民] C -- 運送 --> H </pre>	<p>(4) 安全の確保等</p> <p>イ 市の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長及び消防組合管理者が必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難誘導</p> <p>1 避難誘導の流れ</p> <p>(1) 市長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、消防組合及び関係機関に通知する。</p> <p>(2) 市長及び消防組合管理者は、避難実施要領に定めるところにより、市の職員及び消防長並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。</p> <p>《図：避難誘導》</p> <pre> graph TD A[避難の指示(知事)] -- 通知 --> B[避難誘導(市長・消防組合管理者)] A -- 通知 運送の求め --> C[指定(地方)公共機関(運送事業者)] B -- 運送の求め --> C B -- 指揮 --> D[市職員、消防長・消防団長] D -- 誘導 --> E[警察官・海上保安官・自衛官] E -- 誘導 --> F[住民] F -- 自発的協力 --> G[住民] G -- 誘導 --> H[住民] C -- 運送 --> H </pre>	<p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>(略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市職員等による避難誘導</p> <p>ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民の誘導を行う。</p> <p>(略)</p> <p>キ 消防本部及び消防署は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>ク 消防団は、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害時要援護者の避難誘導</p> <p>ア 市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>4 事態想定を踏まえた避難</p> <p>市長は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏まえ、避難誘導を行う。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難</p> <p>(略)</p> <p>ウ 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに徒</p>	<p>(略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市職員等による避難誘導</p> <p>ア 市長及び消防組合管理者は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防長並びに消防団長を指揮し、避難住民の誘導を行う。</p> <p>(略)</p> <p>キ 消防長は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>ク 消防団は、消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者の避難誘導</p> <p>ア 市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>4 事態想定を踏まえた避難</p> <p>市長は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏まえ、避難誘導を行う。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難</p> <p>(略)</p> <p>ウ 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに屋</p>	<p></p> <p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>消防組合設置に伴う修正及び H26.11 府計画変更</p> <p>H26.11 府計画変更</p> <p>H31.1 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p> <p>エ 航空攻撃の場合（通常弾頭） 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p> <p>（略）</p>	<p>内(できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設)へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p> <p>また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム、（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から市ホームページ等を用いて周知に努めるものとする。</p> <p>エ 航空攻撃の場合（通常弾頭） 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに屋内（できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等）へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p> <p>（略）</p>	<p>H26.11 府計画変更（J-ALERT）</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■ 第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>第1節 救援の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を厚生労働大臣に申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 収容施設の供与</p> <p>(略)</p> <p>イ 留意事項</p> <p>避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。</p> <p>(ア) 避難者数・世帯数の把握（避難者台帳の作成など）</p> <p>(イ) 正確かつ迅速な情報の伝達（国民保護措置の実施状況・実施予定、多言語による提供など）</p> <p>(ウ) 健康相談（心的外傷後ストレス障害（PTSD）を含む。）の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、プライバシーの確保や、生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮など</p> <p>(エ) 災害時要援護者への配慮（施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など）</p> <p>(オ) 避難生活長期化への対応（生活相談所の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など）</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 救援の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年厚生労働省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を内閣総理大臣に申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 収容施設の供与</p> <p>(略)</p> <p>イ 留意事項</p> <p>避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。</p> <p>(ア) 避難者数・世帯数の把握（避難者台帳の作成など）</p> <p>(イ) 正確かつ迅速な情報の伝達（国民保護措置の実施状況・実施予定、多言語による提供など）</p> <p>(ウ) 健康相談（心的外傷後ストレス障害（PTSD）を含む。）の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、プライバシーの確保や、生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮など</p> <p>(エ) 避難行動要支援者への配慮（施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など）</p> <p>(オ) 避難生活長期化への対応（生活相談所の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など）</p> <p>(略)</p>	<p>国所管変更に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与</p> <p>(略)</p> <p>ア 飲料水の供給 市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施 ii 給水車・トラック等による給水の実施 iii 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施 iv 給水用資機材の調達 v 住民への給水活動に関する情報の提供 vi 飲料水の水質検査及び消毒 vii パック水・缶詰水の配布 <p>イ 食品の給与、生活必需品の給与・貸与 市は、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 避難所ごとの必要量の算定 ii 備蓄物資の給与又は貸与 iii 協定を締結している物資の調達 <p>(4) 医療救護の提供及び助産</p> <p>(略)</p> <p>ウ 後方医療対策</p> <p>(ア) 後方医療の確保 市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府から受入れ病床の情報を確保する。</p> <p>(イ) 後方医療活動 市は、府及び関係機関等と連携して、後方医療対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 受入れ病院の選定と搬送 市は、府から得た医療機関の患者受入れ情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。 b 患者搬送手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> (a) 陸路搬送 	<p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与</p> <p>(略)</p> <p>ア 飲料水の供給 市は、大阪広域水道震災対策中央本部を通じて、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施 ii 給水車・トラック等による給水の実施 iii 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施 iv 給水用資機材の調達 v 住民への給水活動に関する情報の提供 vi 飲料水の水質検査及び消毒 vii パック水・缶詰水の配布 <p>イ 食品の給与、生活必需品の給与・貸与 市は、府の指示を受け、または府を補助して、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 避難所ごとの必要量の算定 ii 備蓄物資の給与又は貸与 iii 協定を締結している物資の調達 <p>(4) 医療救護の提供及び助産</p> <p>(略)</p> <p>ウ 後方医療対策</p> <p>(ア) 後方医療の確保 市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府から受入れ病床の情報を確保する。</p> <p>(イ) 後方医療活動 市は、府及び関係機関等と連携して、後方医療対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 受入れ病院の選定と搬送 市は、府から得た医療機関の患者受入れ情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。 b 患者搬送手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> (a) 陸路搬送 	<p></p> <p>H24.1 府計画変更</p> <p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>患者の陸路搬送は、原則として市が所有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、府と連携して搬送車両を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 個別疾病対策 市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、専門医療が必要となる疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 学用品の給与 市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学生生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 市長による収集 市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（住民以外で当該市に在る者及び死亡した者を含む。）の安否情報を収集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>患者の陸路搬送は、原則として消防組合が所有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、府と連携して搬送車両を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 個別疾病対策 市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 学用品の給与 市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学生生徒（特別支援学校の児童・生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 市長による収集 市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（住民以外で当該市に在る者及び死亡した者を含む。）の安否情報を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集する。</p> <p>様式第1号（第1条関係） 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） 記入日時（ 年 月 日 時 分）</p>	<p></p> <p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p> <p>H19.12 府計画変更</p> <p>H22.3 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																																								
<p>(新設)</p>	<table border="1"> <tr><td>①氏名</td><td></td></tr> <tr><td>②フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③出生の年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>④男女の別</td><td>男 女</td></tr> <tr><td>⑤住所（郵便番号を含む。）</td><td></td></tr> <tr><td>⑥国籍</td><td>日本 その他（ ）</td></tr> <tr><td>⑦その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧負傷（疾病）の該当</td><td>負傷 非該当</td></tr> <tr><td>⑨負傷又は疾病の状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑩現在の居所</td><td></td></tr> <tr><td>⑪連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。</td><td>回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。</td><td>回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。</td><td>同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>※備考</td><td></td></tr> </table> <p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p> <p>様式第2号（第1条関係） 安否情報収集様式（死亡住民） 記入日時（ 年 月 日 時 分）</p> <table border="1"> <tr><td>①氏名</td><td></td></tr> <tr><td>②フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③出生の年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>④男女の別</td><td>男 女</td></tr> <tr><td>⑤住所（郵便番号を含む。）</td><td></td></tr> </table>	①氏名		②フリガナ		③出生の年月日	年 月 日	④男女の別	男 女	⑤住所（郵便番号を含む。）		⑥国籍	日本 その他（ ）	⑦その他個人を識別するための情報		⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当	⑨負傷又は疾病の状況		⑩現在の居所		⑪連絡先その他必要情報		⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない	⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない	⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない	※備考		①氏名		②フリガナ		③出生の年月日	年 月 日	④男女の別	男 女	⑤住所（郵便番号を含む。）		
	①氏名																																									
	②フリガナ																																									
	③出生の年月日	年 月 日																																								
	④男女の別	男 女																																								
	⑤住所（郵便番号を含む。）																																									
	⑥国籍	日本 その他（ ）																																								
	⑦その他個人を識別するための情報																																									
	⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当																																								
	⑨負傷又は疾病の状況																																									
	⑩現在の居所																																									
	⑪連絡先その他必要情報																																									
	⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない																																								
	⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない																																								
	⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない																																								
※備考																																										
①氏名																																										
②フリガナ																																										
③出生の年月日	年 月 日																																									
④男女の別	男 女																																									
⑤住所（郵便番号を含む。）																																										

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）		見直し理由														
<p>(2) 収集の方法</p> <p>ア 安否情報の収集は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市が保有する情報を参考に避難所において避難者名簿を作成する等により行う。また、消防機関、市が管理する医療機関及び諸学校、指定行政機関等からの情報収集、府警察への照会などによっても行う。</p> <p>イ 指定（地方）公共機関並びに運送機関、医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を要請する。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p> <p>(略)</p>	<table border="1"> <tr> <td>⑥国籍</td> <td>日本 その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>⑦その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧死亡の日時、場所及び状況</td> <td>負傷 非該当</td> </tr> <tr> <td>⑨遺体が安置されている場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩連絡先その他必要情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。</td> <td>同意する 同意しない</td> </tr> <tr> <td>※備考</td> <td></td> </tr> </table>	⑥国籍	日本 その他（ ）	⑦その他個人を識別するための情報		⑧死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当	⑨遺体が安置されている場所		⑩連絡先その他必要情報		⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない	※備考			<p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p>
	⑥国籍	日本 その他（ ）															
⑦その他個人を識別するための情報																	
⑧死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当																
⑨遺体が安置されている場所																	
⑩連絡先その他必要情報																	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない																
※備考																	
<p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p> <table border="1"> <tr> <td>⑪の同意回答者名</td> <td></td> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意回答者住所</td> <td></td> <td>続柄</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。</p> <p>(2) 収集の方法</p> <p>ア 安否情報の収集は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市が保有する情報を参考に避難所において避難者名簿を作成する等により行う。また、市が管理する医療機関及び諸学校、指定行政機関等からの情報収集、消防機関及び府警察への照会などによっても行う。</p> <p>イ 指定（地方）公共機関並びに運送機関、医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を要請する。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p> <p>(略)</p> <p>5 個人情報の保護等への配慮</p> <p>市長は、安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重</p>	⑪の同意回答者名		連絡先		同意回答者住所		続柄										
⑪の同意回答者名		連絡先															
同意回答者住所		続柄															

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>5 個人情報の保護への配慮</p> <p>市長は、安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">なお、安否情報を有する関係機関に対し安否情報の収集への協力を要請する場合は、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p> <p>6 安否情報システムの利用</p> <p>市は、安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行う。</p>	<p>H22.3 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■ 第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																								
<p>第2節 応急措置等の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 警戒区域の設定</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>(1) 設定者</p> <table border="1" data-bbox="213 806 1234 1213"> <thead> <tr> <th>設定者</th> <th colspan="2">警戒区域を設定する要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td rowspan="4">武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しよう としている場合</td> <td>当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特こ」必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>警察官 海上保安官</td> <td>・市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき ・市長若しくは知事から要請があったとき</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>上記の者すべてがその場こい場合こ限り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 消火・救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p>	設定者	警戒区域を設定する要件		市長	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しよう としている場合	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特こ」必要があると認めるとき	知事	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき	警察官 海上保安官	・市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき ・市長若しくは知事から要請があったとき	自衛官	上記の者すべてがその場こい場合こ限り	<p>第2節 応急措置等の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 警戒区域の設定</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>(1) 設定者</p> <table border="1" data-bbox="1338 806 2401 1213"> <thead> <tr> <th>設定者</th> <th colspan="2">警戒区域を設定する要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td rowspan="4">武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しよう としている場合</td> <td>当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特こ」必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>警察官 海上保安官</td> <td>・市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき ・市長若しくは知事から要請があったとき</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>市長その他国民保護法第114条第1項に規定する市長の職権を行うこ とができる者がその場こい場合こ限り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 消火・救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、消防組合は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p>	設定者	警戒区域を設定する要件		市長	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しよう としている場合	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特こ」必要があると認めるとき	知事	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき	警察官 海上保安官	・市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき ・市長若しくは知事から要請があったとき	自衛官	市長その他国民保護法第114条第1項に規定する市長の職権を行うこ とができる者がその場こい場合こ限り	<p>H19.4 府計画変更</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p>
設定者	警戒区域を設定する要件																									
市長	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しよう としている場合	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特こ」必要があると認めるとき																								
知事		当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき																								
警察官 海上保安官		・市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき ・市長若しくは知事から要請があったとき																								
自衛官		上記の者すべてがその場こい場合こ限り																								
設定者	警戒区域を設定する要件																									
市長	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しよう としている場合	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特こ」必要があると認めるとき																								
知事		当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき																								
警察官 海上保安官		・市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき ・市長若しくは知事から要請があったとき																								
自衛官		市長その他国民保護法第114条第1項に規定する市長の職権を行うこ とができる者がその場こい場合こ限り																								

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>(略)</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>ア 市長は、市域内の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う</p> <p>イ 市長は、上記アによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p> <p>ウ 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>ア 消防組合管理者は、消防組合内の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。</p> <p>イ 消防組合管理者は、上記アによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p> <p>ウ 消防組合管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。</p>	<p>消防組合設置に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>(4) 安全の確保</p> <p>ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないように国の現地対策本部及び府対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。</p> <p>イ 市域が被災していない場合、市長は、被災市町村長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行うときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。</p> <p>ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>エ 市長若しくは消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員・消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。</p> <p>(5) 関係機関による連絡会議の開催</p> <p>市は、府、府警察、海上保安部等及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救急活</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 安全の確保</p> <p>ア 市長及び消防組合管理者は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないように国の現地対策本部及び府対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。</p> <p>イ 市域が被災していない場合、市長は、被災市町村長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行うときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。</p> <p>ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>エ 市長若しくは消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員・消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。</p> <p>(5) 関係機関による連絡会議の開催</p> <p>市及び消防組合は、府、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等と、相互</p>	<p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>府計画に沿った文言見直しによる修正及び消防組</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																																																																		
<p>動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて、府と調整のうえ、連絡会議を開催する。</p> <p>なお、市は、救助・救急活動以外の国民保護措置の実施にあっても、必要に応じ、連絡会議の場を活用するなどして、現場における関係機関との情報連絡を緊密に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 生活関連等施設の安全確保</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ii その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 <table border="1" data-bbox="296 1234 1264 1774"> <thead> <tr> <th></th> <th>政令で定められた施設</th> <th>施設の対象範囲が示されている法律</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>発電所又は変電所</td><td>電気事業法</td></tr> <tr><td>②</td><td>ガス工作物</td><td>ガス事業法</td></tr> <tr><td>③</td><td>取水・貯水・浄水施設又は配水池</td><td>水道法</td></tr> <tr><td>④</td><td>鉄道施設、軌道施設</td><td>鉄道事業法、軌道法</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>電気通信事業用交換設備</td><td>電気通信事業法</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>放送用無線設備</td><td>放送法</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>水域施設又は係留施設</td><td>港湾法</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td><td>空港整備法及び航空法</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>ダム</td><td>河川管理施設等構造令</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>危険物質等の取扱所</td><td>国民保護法</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律	①	発電所又は変電所	電気事業法	②	ガス工作物	ガス事業法	③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法	④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	⑥	放送用無線設備	放送法	⑦	水域施設又は係留施設	港湾法	⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法 及び航空法	⑨	ダム	河川管理施設等構造令	⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法	<p>に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて、現地対策本部等において、連絡会議を開催する。</p> <p>なお、市は、救助・救急活動以外の国民保護措置の実施にあっても、必要に応じ、連絡会議の場を活用するなどして、現場における関係機関との情報連絡を緊密に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 生活関連等施設の安全確保</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ii その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 <table border="1" data-bbox="1427 1234 2395 1774"> <thead> <tr> <th></th> <th>政令で定められた施設</th> <th>施設の対象範囲が示されている法律</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>発電所又は変電所</td><td>電気事業法</td></tr> <tr><td>②</td><td>ガス工作物</td><td>ガス事業法</td></tr> <tr><td>③</td><td>取水・貯水・浄水施設又は配水池</td><td>水道法</td></tr> <tr><td>④</td><td>鉄道施設、軌道施設</td><td>鉄道事業法、軌道法</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>電気通信事業用交換設備</td><td>電気通信事業法</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>放送用無線設備</td><td>放送法</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>水域施設又は係留施設</td><td>港湾法</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td><td>空港法及び航空法</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>ダム</td><td>河川管理施設等構造令</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>危険物質等の取扱所</td><td>国民保護法</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律	①	発電所又は変電所	電気事業法	②	ガス工作物	ガス事業法	③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法	④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	⑥	放送用無線設備	放送法	⑦	水域施設又は係留施設	港湾法	⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法 及び航空法	⑨	ダム	河川管理施設等構造令	⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法	<p>合設置に伴う修正</p> <p>H28.4 府計画変更</p>
	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律																																																																		
①	発電所又は変電所	電気事業法																																																																		
②	ガス工作物	ガス事業法																																																																		
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法																																																																		
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法																																																																		
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法																																																																		
⑥	放送用無線設備	放送法																																																																		
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法																																																																		
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法 及び航空法																																																																		
⑨	ダム	河川管理施設等構造令																																																																		
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法																																																																		
	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律																																																																		
①	発電所又は変電所	電気事業法																																																																		
②	ガス工作物	ガス事業法																																																																		
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法																																																																		
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法																																																																		
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法																																																																		
⑥	放送用無線設備	放送法																																																																		
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法																																																																		
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法 及び航空法																																																																		
⑨	ダム	河川管理施設等構造令																																																																		
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法																																																																		

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																																																																		
<p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容 (新設)</p> <p>ア 対象物質 消防本部が管轄する区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部が管轄する区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p> <p>イ 措置内容</p> <ul style="list-style-type: none"> i 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）〔措置1〕 ii 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）〔措置2〕 iii 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）〔措置3〕 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法律</th> <th rowspan="2">措置命令者</th> <th colspan="3">措 置</th> </tr> <tr> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 危険物【消防法】</td> <td>総務大臣 知事 市町村長</td> <td>第12条の3</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 毒物及び劇物【毒劇物取締法】</td> <td>厚生労働大臣 知事 保健所設置市※</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 火薬類【火薬類取締法】</td> <td>経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会</td> <td>第45条</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>④ 高压ガス【高压ガス保安法】</td> <td>経済産業大臣 知事</td> <td>第39条</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。）【原子力基本法】</td> <td>文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置			措置1	措置2	措置3	① 危険物【消防法】	総務大臣 知事 市町村長	第12条の3	○	○	② 毒物及び劇物【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○	③ 火薬類【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左	④ 高压ガス【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左	⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。）【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣	□	□	□	<p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容 危険物質等とは、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、以下の通りのものである。</p> <p>ア 対象物質 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は本市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条） ※移送取扱所とはパイプラインなどであり、複数の消防本部に跨る</p> <p>イ 措置内容</p> <ul style="list-style-type: none"> i 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）〔措置1〕 ii 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）〔措置2〕 iii 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）〔措置3〕 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法律</th> <th rowspan="2">措置命令者</th> <th colspan="3">措 置</th> </tr> <tr> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 危険物【消防法】</td> <td>総務大臣 知事 市町村長</td> <td>第12条の3</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 毒物及び劇物【毒劇物取締法】</td> <td>厚生労働大臣 知事 保健所設置市※</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 火薬類【火薬類取締法】</td> <td>経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会</td> <td>第45条</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>④ 高压ガス【高压ガス保安法】</td> <td>経済産業大臣 知事</td> <td>第39条</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。）【原子力基本法】</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置			措置1	措置2	措置3	① 危険物【消防法】	総務大臣 知事 市町村長	第12条の3	○	○	② 毒物及び劇物【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○	③ 火薬類【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左	④ 高压ガス【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左	⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。）【原子力基本法】	原子力規制委員会	□	□	□	<p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p> <p>H26.11 府計画変更</p>
物質の種類と対象範囲を示す法律			措置命令者	措 置																																																																
	措置1	措置2		措置3																																																																
① 危険物【消防法】	総務大臣 知事 市町村長	第12条の3	○	○																																																																
② 毒物及び劇物【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○																																																																
③ 火薬類【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左																																																																
④ 高压ガス【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左																																																																
⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。）【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣	□	□	□																																																																
物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置																																																																		
		措置1	措置2	措置3																																																																
① 危険物【消防法】	総務大臣 知事 市町村長	第12条の3	○	○																																																																
② 毒物及び劇物【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○																																																																
③ 火薬類【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左																																																																
④ 高压ガス【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左																																																																
⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。）【原子力基本法】	原子力規制委員会	□	□	□																																																																

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）						新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）						見直し理由
⑥	核原料物質 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣	○	○	○	⑥	核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制 委員会	○	○	○	H29.8 府計画変更
⑦	放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	文部科学大臣	第33条第4項	同左	同左	⑦	放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	原子力規制 委員会	第33条第4項	同左	同左	
⑧	毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○	⑧	毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関 する法律】	厚生労働大臣 知事	○	○	○	
⑨	事業用電気工作物内の高圧ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○	⑨	事業用電気工作物内の高圧ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○	
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○	⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○	
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○	⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○	
備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。						備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（事業所外運搬に係る事実の発生 の場合は国土交通大臣を追加）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条 項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されてい る。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号 の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。						H26.11 府計画変更
<p>4 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>原子力事業所（京都大学原子炉実験所・原子燃料工業株式会社熊取事業所）に係る武力攻撃災害への対処については、市は、生活関連等施設及び危険物質等の取扱所に関する措置に加え、地域防災計画等に定められた措置に準じて対処する。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長又は知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。</p>						<p>4 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>原子力事業所（京都大学複合原子力科学研究所・原子燃料工業株式会社熊取事業所）に係る武力攻撃災害への対処については、市は、生活関連等施設及び危険物質等の取扱所に関する措置に加え、地域防災計画等に定められた措置に準じて対処する。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</p>						施設名称変更に伴う修正 国等の組織体制見直しに伴う修正

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由				
<p>i 試験研究用原子炉等にあつては、文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の配布および服用 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、府やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) 食料品等による被ばく防止および摂取制限等 市長は、知事からの協力要請を受けて、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するとともに、食料品等の安全性が確保された後は、その安全性についての広報を実施する。</p> <p>(7) 要員の安全の確保 市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>i 試験研究用原子炉等にあつては、文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の服用 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(6) 飲食物の摂取制限等 市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(7) 要員の安全の確保 市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p> <p>(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施 市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>H31.1 府計画変更</p> <p>H31.1 府計画変更</p> <p>H26.11 及び H28.4 府計画変更</p>				
<p>第4節 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>1 関係機関の役割</p> <table border="1" data-bbox="222 1522 1261 1795"> <tr> <td data-bbox="222 1522 430 1795">国 (内閣総理大臣)</td> <td data-bbox="430 1522 1261 1795"> <p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p> </td> </tr> </table>	国 (内閣総理大臣)	<p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p>	<p>第4節 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>1 関係機関の役割</p> <table border="1" data-bbox="1350 1522 2389 1795"> <tr> <td data-bbox="1350 1522 1558 1795">国 (内閣総理大臣)</td> <td data-bbox="1558 1522 2389 1795"> <p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣等を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p> </td> </tr> </table>	国 (内閣総理大臣)	<p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣等を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p>	<p>H26.11 府計画変更</p>
国 (内閣総理大臣)	<p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p>					
国 (内閣総理大臣)	<p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣等を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p>					

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）		新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）		見直し理由
府 (知事)	○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施 ○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長、府警察本部長に対し必要な協力を要請	府 (知事)	○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施 ○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長、関係消防組合の管理者若しくは 消防長 、府警察本部長に対し必要な協力を要請	消防組合設置に伴う修正
(略)		(略)		
2 市の役割		2 市の役割		消防組合設置に伴う修正
(略)		(略)		
(4) 市長等の権限		(4) 市長等の権限		消防組合設置に伴う修正
ア 市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、府警察等の関係機関と調整しつつ、下記の措置を実施する。		ア 市長 又は消防長 は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、府警察等の関係機関と調整しつつ、下記の措置を実施する。		
(略)		(略)		
(6) 要員の安全の確保		(6) 要員の安全の確保		H26.11 府計画変更
市長は、危険が及ばないよう防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。		市長 又は消防長 は、危険が及ばないよう防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。		
(略)		(略)		
第5節 保健福祉・衛生		第5節 保健福祉・衛生		
市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等 災害時要援護者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。		市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等 避難行動要支援者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。		
また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。		また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。		
1 防疫活動		1 防疫活動		
(略)		(略)		

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																		
<p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>感染症名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類感染症</td> <td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</td> </tr> <tr> <td>二類感染症</td> <td>急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス</td> </tr> <tr> <td>三類感染症</td> <td>腸管出血性大腸菌感染症</td> </tr> <tr> <td>指定感染症</td> <td>インフルエンザ（H5N1）</td> </tr> </tbody> </table>	類型	感染症名	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	二類感染症	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	指定感染症	インフルエンザ（H5N1）	<p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>感染症名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類感染症</td> <td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</td> </tr> <tr> <td>二類感染症</td> <td>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>三類感染症</td> <td>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス</td> </tr> </tbody> </table>	類型	感染症名	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）	三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	<p>H19.4及びH22.3府計画変更</p> <p>H28.4府計画変更</p> <p>H19.4及びH22.3府計画変更</p>
類型	感染症名																			
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱																			
二類感染症	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス																			
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症																			
指定感染症	インフルエンザ（H5N1）																			
類型	感染症名																			
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱																			
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）																			
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス																			

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■ 第2編 武力攻撃事態等への対処 第5章 国民生活の安定

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>(略)</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(1) 被災児童・生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p>水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、大阪府と連携して必要な措置を講ずる。</p>	<p>(略)</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(1) 被災児童・生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>3 就労状況の把握と雇用の確保</p> <p>市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。</p> <p>4 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p>水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、大阪府と連携して必要な措置を講ずる。</p>	<p>H31.1 府計画変更</p> <p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■ 第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由																																										
<p>第1節 市における組織・体制の整備</p> <p>1 各部における業務</p> <p>市の各部は、地域防災計画に定められた業務の大綱に準じ業務を行うこととし、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="189 678 1261 1938"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活産業部</td> <td>・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・国民保護関係機関との連絡・調整 等</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>・国民保護対策関係予算等の財務 →国民保護に係る広報公聴活動 →報道関係機関との連絡 等</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>・庁舎の警備管理 ・運送車輛の確保（避難住民） ・安否情報の収集・提供等 ・特殊標章等の交付等に関すること →ボランティア</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>→避難施設の運営体制の整備に関すること →担当施設の災害応急対策及び復旧 等</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・道路の整備及び復旧 ・担当施設の災害応急対策及び復旧 等</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>・下水道施設の整備及び復旧 ・水道施設の被害状況の把握 ・応急給水及び応急復旧 等</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>・避難施設の運営体制の整備に関すること ・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・応急教育 ・児童・生徒の避難 等</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） 等</td> </tr> <tr> <td>人権推進部</td> <td>→避難施設の運営体制の整備に関すること 等</td> </tr> <tr> <td>市立泉佐野病院</td> <td>・医療活動の実施 等</td> </tr> </tbody> </table>	部名	平素の業務	生活産業部	・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・国民保護関係機関との連絡・調整 等	市長公室	・国民保護対策関係予算等の財務 →国民保護に係る広報公聴活動 →報道関係機関との連絡 等	総務部	・庁舎の警備管理 ・運送車輛の確保（避難住民） ・安否情報の収集・提供等 ・特殊標章等の交付等に関すること →ボランティア	健康福祉部	→避難施設の運営体制の整備に関すること →担当施設の災害応急対策及び復旧 等	都市整備部	・道路の整備及び復旧 ・担当施設の災害応急対策及び復旧 等	上下水道局	・下水道施設の整備及び復旧 ・水道施設の被害状況の把握 ・応急給水及び応急復旧 等	教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・応急教育 ・児童・生徒の避難 等	消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） 等	人権推進部	→避難施設の運営体制の整備に関すること 等	市立泉佐野病院	・医療活動の実施 等	<p>第1節 市における組織・体制の整備</p> <p>1 各部における業務</p> <p>市の各部は、地域防災計画に定められた業務の大綱に準じ業務を行うこととし、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1308 678 2380 1938"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民協働部</td> <td>・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・国民保護関係機関との連絡・調整 ・国民保護に係る広報公聴活動 ・報道関係機関との連絡 等</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>・国民保護対策関係予算等の財務 ・国民保護に関する情報収集及び整理 等</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>・庁舎の警備管理 ・運送車輛の確保（避難住民） ・安否情報の収集・提供等 ・特殊標章等の交付等に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・救護所及び現地における傷病者の応急治療に関する調整 等</td> </tr> <tr> <td>こども部</td> <td>・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・園児の避難 等</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・道路の整備及び復旧 ・担当施設の災害応急対策及び復旧 等</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>・下水道施設の整備及び復旧 ・水道施設の被害状況の把握 ・応急給水及び応急復旧 等</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>・避難施設の運営体制の整備に関すること ・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・応急教育 ・児童・生徒の避難 等</td> </tr> <tr> <td>りんくう総合医療センター</td> <td>・医療活動の実施 等</td> </tr> </tbody> </table>	部名	平素の業務	市民協働部	・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・国民保護関係機関との連絡・調整 ・国民保護に係る広報公聴活動 ・報道関係機関との連絡 等	市長公室	・国民保護対策関係予算等の財務 ・国民保護に関する情報収集及び整理 等	総務部	・庁舎の警備管理 ・運送車輛の確保（避難住民） ・安否情報の収集・提供等 ・特殊標章等の交付等に関すること	健康福祉部	・救護所及び現地における傷病者の応急治療に関する調整 等	こども部	・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・園児の避難 等	都市整備部	・道路の整備及び復旧 ・担当施設の災害応急対策及び復旧 等	上下水道局	・下水道施設の整備及び復旧 ・水道施設の被害状況の把握 ・応急給水及び応急復旧 等	教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・応急教育 ・児童・生徒の避難 等	りんくう総合医療センター	・医療活動の実施 等	<p>市組織体制等変更に伴う修正</p>
部名	平素の業務																																											
生活産業部	・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・国民保護関係機関との連絡・調整 等																																											
市長公室	・国民保護対策関係予算等の財務 →国民保護に係る広報公聴活動 →報道関係機関との連絡 等																																											
総務部	・庁舎の警備管理 ・運送車輛の確保（避難住民） ・安否情報の収集・提供等 ・特殊標章等の交付等に関すること →ボランティア																																											
健康福祉部	→避難施設の運営体制の整備に関すること →担当施設の災害応急対策及び復旧 等																																											
都市整備部	・道路の整備及び復旧 ・担当施設の災害応急対策及び復旧 等																																											
上下水道局	・下水道施設の整備及び復旧 ・水道施設の被害状況の把握 ・応急給水及び応急復旧 等																																											
教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・応急教育 ・児童・生徒の避難 等																																											
消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） 等																																											
人権推進部	→避難施設の運営体制の整備に関すること 等																																											
市立泉佐野病院	・医療活動の実施 等																																											
部名	平素の業務																																											
市民協働部	・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・国民保護関係機関との連絡・調整 ・国民保護に係る広報公聴活動 ・報道関係機関との連絡 等																																											
市長公室	・国民保護対策関係予算等の財務 ・国民保護に関する情報収集及び整理 等																																											
総務部	・庁舎の警備管理 ・運送車輛の確保（避難住民） ・安否情報の収集・提供等 ・特殊標章等の交付等に関すること																																											
健康福祉部	・救護所及び現地における傷病者の応急治療に関する調整 等																																											
こども部	・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・園児の避難 等																																											
都市整備部	・道路の整備及び復旧 ・担当施設の災害応急対策及び復旧 等																																											
上下水道局	・下水道施設の整備及び復旧 ・水道施設の被害状況の把握 ・応急給水及び応急復旧 等																																											
教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・担当施設の災害応急対策及び復旧 ・応急教育 ・児童・生徒の避難 等																																											
りんくう総合医療センター	・医療活動の実施 等																																											

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）		新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）		見直し理由
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 住民の避難誘導に関する事。 その他国民保護措置の実施 	各部共通	<ul style="list-style-type: none"> 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 住民の避難誘導に関する事。 その他国民保護措置の実施 	消防組合設置に伴う修正
(略)		消防組合	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） 	
5 消防機関の体制		(略)		消防組合設置に伴う修正
(1) 消防本部、消防署 における体制	<p>消防本部、消防署においては、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部、消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部、消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p>	5 消防機関の体制		
(2) 消防団の充実・活性化の推進等	<p>市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、市は、府と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。</p> <p>さらに、市は、消防本部、消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	(1) 消防組合における体制	<p>消防組合においては、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防組合における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p>	
第2節 関係機関との連携		(2) 消防団の充実・活性化の推進等	<p>市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、市は、府と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。</p> <p>さらに、市は、消防組合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	
1 連携体制の整備		第2節 関係機関との連携		
(1) 防災のための連携体制の活用	<p>市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。</p>	1 連携体制の整備		
(2) 関係機関の連絡先一覧の作成等	<p>市は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の連絡先一覧を作成・更新する。</p>	(1) 防災のための連携体制の活用	<p>市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。</p>	
(3) 関係機関との情報共有	<p>市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置されている場合は参加する）等により、関係機関との情報の共有化等を図る。</p>	(2) 関係機関の連絡先一覧の作成等	<p>市は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の連絡先一覧を作成・更新する。</p>	現状に則した軽微な文言等修正
		(3) 関係機関との情報共有	<p>市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する等により、関係機関との情報の共有化等を図る。</p>	

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>2 府との連携</p> <p>(1) 府の連絡先一覧の作成等 市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等）等の一覧を作成・更新する。</p> <p>(2) 府との情報共有 市は、府と連携した対応が行えるよう、「市町村国民保護法制連絡会議」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。</p> <p>(3) 府警察との連携 市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態時において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。</p> <p>3 他の市町村との連携</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消防機関の連携体制の整備 市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 研修</p> <p>(略)</p> <p>2 市職員に対する研修</p> <p>生活産業部市民生活課と総務部人事課が連携して、国民保護関係の研修を行うとともに、各部課においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。</p> <p>また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 府との連携</p> <p>(1) 府の連絡先一覧の作成等 市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等）等の一覧を作成・更新する。</p> <p>(2) 府との情報共有 市は、府と連携した対応が行えるよう、「市町村防災・危機管理担当部課長会議等」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。</p> <p>(3) 府警察との連携 市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態時において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。</p> <p>3 他の市町村との連携</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消防機関の連携体制の整備 市及び消防組合は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 研修</p> <p>(略)</p> <p>2 市職員に対する研修</p> <p>市民協働部自治振興課危機管理室と総務部人事課が連携して、国民保護関係の研修を行うとともに、各部課においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。</p> <p>また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>H22.3 府計画変更</p> <p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>市組織体制等変更に伴う修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>第4節 情報収集・提供</p> <p>1 情報収集・提供のための体制の整備 市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。 また、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>2 通信の確保 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等の整備を進め、通信体制の整備等通信の確保に努める。</p> <p>3 非常通信体制の確保・整備</p> <p>(略)</p> <p>第6節 訓練</p> <p>市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。 その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 情報収集・提供</p> <p>1 情報収集・提供のための体制の整備 市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。 また、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。</p> <p>2 災害情報収集伝達システムの基盤整備 市は、府や関係機関と連携して、無線通信網の多重化や停電対策等を実施するなど、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。</p> <p>3 通信の確保 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等のデジタル化を行い、通信体制の整備等通信の確保に努める。</p> <p>4 非常通信体制の確保・整備</p> <p>(略)</p> <p>第6節 訓練</p> <p>市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。 その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。 また、訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻</p>	<p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p> <p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p> <p>H31.1 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
(略)	<p>撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p> <p>(略)</p>	

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■ 第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>2 警報の伝達・通知</p> <p>(1) 警報の伝達・通知先の確認</p> <p>市は、知事から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うことになる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害時要援護者への伝達</p> <p>市長は、災害時要援護者について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における災害時要援護者への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>(7) 新たな伝達手段の検討</p> <p>警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について検討する。</p>	<p>2 警報の伝達・通知</p> <p>(1) 警報の伝達・通知先の確認</p> <p>市は、知事から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うことになる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難行動要支援者への伝達</p> <p>市長は、避難行動要支援者について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における避難行動要支援者への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>(7) 新たな伝達手段の検討</p> <p>警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について検討する。</p>	<p>消防組合設置に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>3 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時要援護者の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>イ 在宅者 市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難施設</p> <p>(1) 避難施設の指定 知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、次の避難施設を指定するとされている。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定への協力 市は、府が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。 市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。</p>	<p>3 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>イ 在宅者 市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で避難行動要支援者の避難を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難施設</p> <p>(1) 避難施設の指定 知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握して次の避難施設を指定するとされている。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定への協力 市は、府が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。 市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。 また、市は、指定施設の廃止または用途変更等により、避難または物資の救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の増減を伴う変更がある場合は、施設管理者に対して文書等により府に届け出るように周知する。</p>	<p></p> <p>H26.11 府計画変更</p> <p></p> <p>H31.1 府計画変更</p> <p>府計画に沿った文言見直しによる修正</p>

泉佐野市国民保護計画（素案） 新旧対照表 <令和元年 月 日>

■ 第3編 平素からの備え 第3章 特殊標章等の交付及び管理

旧 泉佐野市国民保護計画（平成19年2月修正）	新 泉佐野市国民保護計画（令和元年 月修正案）	見直し理由
<p>(略)</p> <p>3 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> i 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ii 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの iii 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 iv 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> i 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ii 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの iii 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 iv 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(略)</p>	<p>消防組合設置に伴う修正</p>